

約款変更の新旧対照表

むさし証券株式会社

(下線部分変更)

<証券総合取引口座約款>

新	旧
<p>(総合届出印鑑)</p> <p>第4条 お客さまは、総合取引開始時に印鑑、住所、氏名等のお届出をいただきます。ただし、既にそのお届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p><u>2 お客様が、別途当社が定める「上場会社等の内部者」に該当する場合、勤務先・部署・役職等を届け出いただきます。</u></p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 住所、氏名、共通番号、印鑑等の変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 勤務先（お勤め先）、所属部署、役職、投資方針等に変更があった場合、遅滞なく当社にお申し出ください。</p> <p><u>3 別途当社が定める「上場会社等の内部者」に該当するお客様で、勤務先・部署・役職等に変更があった場合は、遅滞なく当社に届け出いただきます。</u></p> <p><u>4</u> 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。</p>	<p>(総合届出印鑑)</p> <p>第4条 お客さまは、総合取引開始時に印鑑、住所、氏名等のお届出をいただきます。ただし、既にそのお届出がされている場合には、その印影、住所、氏名等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 住所、氏名、共通番号、印鑑等の変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 勤務先（お勤め先）、所属部署、役職、投資方針等に変更があった場合、遅滞なく当社にお申し出ください。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3</u> 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出くださ</p>

新	旧
<p><u>5</u> 前3項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。</p> <p><u>6</u> 前各項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還、その他のご請求には応じません。</p>	<p>い。</p> <p><u>4</u> 前3項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。</p> <p><u>5</u> 前各項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券の返還、その他のご請求には応じません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>